自己救命策確保 3つの基本！

1

ライフジャケットの
常時着用

2

携帯電話などの
適切な連絡手段の確保

3

海のもしもは118番

MEMO

名前	TEL
住所	
緊急連絡先	TEL
船名	船舶番号
登録番号	登録地
販売店名	TEL
所属団体名	TEL

海上保安庁へのお問い合わせは最寄りの官署へ

海上保安部署名	TEL
URL	
気象情報	TEL

このハンドブックは海上保安庁交通部安全課ホームページでも見ることができます。
http://kaiho.mlit.go.jp/syoukai/soshiki/toudai/navigation-safety/

（平成20年3月）

マリンセーフティ ハンドブック

～安全航行のチェックポイント～

プレジャーボート 水上オートバイ編

海上保安庁
JCG

目　次

出航前のチェックポイント …… P2
航行中のチェックポイント …… P8
航行後のチェックポイント …… P11
地域で活躍する海上安全指導員 …… P12
安全Q&A …… P13
遊泳者に注意！ …… P21
ミニボート安全の基本 …… P23
MICS（沿岸域情報提供システム） …… P25

安全運航の基本

1. 無理のない運航計画を立てる。
2. 天気予報の確認、気象・海象の変化に注意する。
3. 出航前には、船体・機関を点検する。
4. 定員オーバーをしない。
5. 海上交通ルールとマナーを守る。
6. 見張りを励行し、船位を確認する。
7. ライフジャケットを着用する。
8. 万一に備え、連絡体制を確保する。

出航前のチェックポイント

◎ 無理のない航海計画を立てていますか。

◎ 気象・海象情報を入手していますか。

◎ 体調は万全ですか。

◎ 連絡体制を確保していますか。

◎ 全員ライフジャケットを着用していますか。

◎ 法定書類・法定備品の積み込みを確認していますか。

◎ 出航前に船体・機関を点検していますか。

無理のない航海計画を立てる

□ゲレンデ、潮の流れ、水深などの調査は十分ですか。
□艇の性能、航行区域、操船技術、自然状況を考慮した無理のない計画ですか。
□2隻以上のグループで行動する計画としていますか。
□ヨット・モーターボート用参考図などの水路参考図誌を準備していますか。

気象・海象情報を入手する

□最新の海の天気は調べましたか。
□天候悪化が予想され、出航を中止する必要はありませんか。
□観天望気をしっていますか。
（各ページ下の「海の豆知識」参照）

気象情報

■電話　177
気象台発表の最新情報が聞けます。（地域の情報は「市外局番177」）

■テレビ、インターネット

■MICS（沿岸域情報提供システム）（25～26ページ参照）

■NHKラジオ（第2放送　693KHz:東京都）
09:10～09:30（6時の全国の天気）
16:00～16:20（12時の全国の天気）
22:00～22:20（18時の全国の天気）

体調に気をつける

□お酒に酔って正常な操船ができないおそれはありませんか。
□風邪薬の影響など体調不良により正常な操船ができないおそれはありませんか。

連絡体制を確保する

□家族、知人、マリーナなどに航海計画を連絡しましたか。
□家族、知人、マリーナなどの連絡先は確認しましたか。
□無線機の通信テストは終わりましたか。
□携帯電話などを持ちましたか。また、行き先は通話可能範囲内ですか。
□携帯電話のバッテリーは大丈夫ですか。

全員ライフジャケットを着用する

□乗船者は全員ライフジャケットを着用していますか。
□乗船者数は最大搭載人員を超えていませんか。
□季節や場所に合った服装、保護具を用意していますか。

法定書類・法定備品の積み込み確認

□船舶検査証書の有効期限は過ぎていませんか。

□小型船舶操縦免許証、船舶検査証書、船舶検査手帳などの法定書類は積み込みましたか。

□救命浮環、ライフジャケット、消火器、工具、予備品などの法定備品は、すぐに使用可能か確認の上、積み込みましたか。

□取扱説明書は携行していますか。

□船舶検査済票は正しく貼られていますか。

操船者の資格のチェック!

□有効な免許証を持たない人が操船していませんか?

※ボート等は港内・航路内で、水上オートバイはすべての海域で、免許所有者以外の操縦が原則禁止されています。

船体・機関を点検する

［詳しくは取扱説明書を参照してください。］

船体

□船底プラグは確実に閉鎖されていますか

□船底にビルジは溜まっていませんか。

□機関室内の配管などで海水がにじんだり塩がついている箇所はありませんか。

□係留索に損傷はありませんか。

□船灯（マスト灯、両色灯など）は点灯しますか。

□舵輪と舵は滑らかに作動しますか。

□破損している箇所はありませんか。

□水、食料などの積荷はバランスよく積まれていますか。

機関始動前

□バッテリー液は適量ですか。

□バッテリーターミナルは緩んでいませんか。

□バッテリー電圧は十分ですか。

□Vベルトに緩み、へたり、亀裂はありませんか。

□燃料フィルターに水があったりゴミが詰まったりしていませんか。

□燃料は十分ですか。（併せて、燃料タンク収納庫のふたを開放し、甲板下の閉鎖部分にガスが滞留していないか確認するとともに、自然換気に努めていますか。）

□潤滑油は適量で、粘度は適切ですか。

□ラジエター液は適量入っていますか。

□機関取り付けボルトは緩んでいませんか。

□船外機船にあっては、船外機はきちんと固定されていますか。

□冷却水取入れ口付近及び冷却水フィルターにごみはありませんか。

□クラッチレバー、スロットルレバーは円滑に作動しますか。

□クラッチは中立位置にありますか。

□燃料、オイル、エアの各フィルターは汚れて目詰まりしていませんか。

機関始動後

□各計器は適正範囲（グリーンゾーン）内にありますか。
□冷却水排出口から冷却水は出ていますか。
□排気色は無色で、異臭はありませんか。
□異常音（不連続音、きしみ音、叩き音など）はありませんか。
□機関から水、油、排気ガスの漏れはありませんか。
□プロペラシャフト貫通部からの水漏れはありませんか。
□Vベルトが異常に振れ回っていませんか。
□適正に暖機運転を行っていますか。
□冷却水温度計は適正範囲ですか。
□潤滑油温度計は適正範囲ですか。
□排気ガス温度計は適正範囲ですか。

航行中のチェックポイント

◎ 見張りの励行を行っていますか
◎ 海上交通ルールを守っていますか。
◎ 気象の変化に注意していますか。
◎ 航行中の船体・機関に注意していますか。
◎ ライフジャケットを着用していますか。
◎ 非常時に使用する救命器具、信号などすぐ使えるように準備していますか。
◎ ルール・マナーを守っていますか。

見張りの励行

□航行中・漂泊中・錨泊中を問わず周囲の見張りを行っていますか。
□浮遊物、浅瀬、岩などの障害物は把握できていますか。
□ゴミや藻の多い海域に入っていませんか。
□自船の位置を把握していますか。
□衝突のおそれのある船舶はありませんか。

海上交通ルールを守る

□海上衝突予防法、海上交通安全法、港則法などの海上交通ルールを守っていますか。

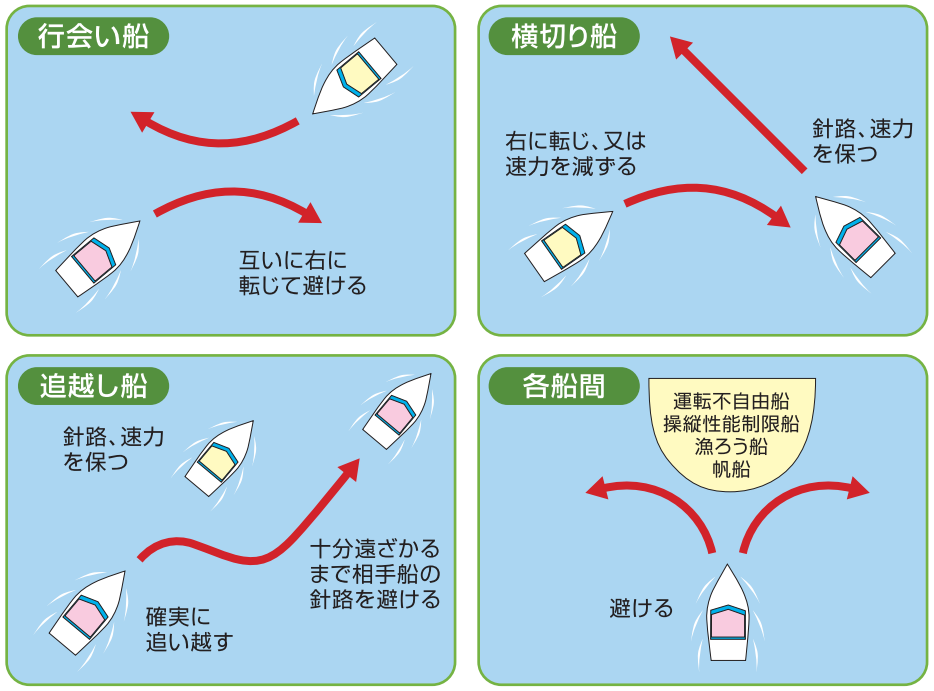

□工事・作業が行われている区域に入っていませんか。
□航路内や狭水道で錨泊や漂泊をしていませんか。
□ブイに勝手に係留していませんか。

気象の変化に注意する

□ラジオなどで天気予報を聞いていますか。
□風、雲、波などの変化に注意していますか。
□仲間の船と情報交換していますか。
□荒天などにより計画を変更したときは、出航前に連絡した所に計画変更の連絡を行いましたか。

船体・機関に注意する

□転覆のおそれがあるような船内移動をしていませんか。
□船底のビルジの量が増えていませんか。
□機関の音に異常はありませんか。
□排気ガスの色、臭い、温度に異常はありませんか。
□燃料の残量は十分ですか。
□冷却水及び潤滑油の温度・圧力に異常はありませんか。
□機関回転数は適正値以上になっていませんか。
□機関を途中で止める際には、バッテリーの過放電防止のため不必要な電気スイッチは切っていますか。

ルール・マナーを守る

□海水浴場や人家の近くで航行していませんか。
□ダイバーや遊泳者、定置網や養殖場の近くで航行していませんか。
□漁ろう中の漁船、釣りをしている人の近くで航行していませんか。
□通航船舶の多い航路付近で航行していたり、停留していたりしていませんか。
□地方自治体の条例による規制、ローカルルールによる水面利用のルールを守っていますか。
□航行区域を超えて航行していませんか。
□暴走や見せびらかし行為をしていませんか。
□大型船に近づきすぎていませんか。大型船には大きな死角があります。

航行後のチェックポイント

共　通

□各部の洗浄は十分行いましたか。

□バッテリースイッチは切りましたか。

□調子の悪いところはありませんか。

□航行前に連絡したところに、入港報告していますか。

□油やゴミは絶対に海に捨てないこと。

プレジャーボート

□適切な係留場所に係留していますか。

□係留方法は他船の迷惑になりませんか。

□荒天時に流出したり、他船に接触したりしないよう、しっかりと係留しましたか。

□開口部は確実に閉鎖しましたか。

□機関停止前には適正に冷機運転を行いましたか。

地域で活躍する海上安全指導員

海上保安庁では、安全で秩序あるマリンレジャーの発展を図るため、地域におけるマリンレジャーのリーダー的な民間有志の方々を「海上安全指導員」として指定し、プレジャーボート等に対する様々な安全活動を行っていただいております。

また、海上安全指導員が使用する船舶を「安全パトロール艇」として指定しており、現在、全国で約1800名の海上安全指導員と約1300隻の安全パトロール艇が活躍しています。

《訪船指導中の海上安全指導員》

海上安全指導員が安全活動を行う時には、腕章を着用し、海上安全指導員手帳を携帯しています。また、安全パトロール艇には旗を掲げ、ステッカーを貼付しておりますので、みなさんも、この趣旨をご理解いただき、海上安全指導員の活動にご協力をお願いします。

安全Q&A

Q1 遵守事項ってなぁに？

A1

小型船舶を安全に利用していただくため、船長の遵守事項が次のように規定されています。

❶ 酒酔い操縦などの禁止

飲酒などの影響により注意力や判断力などが著しく低下し、正常な操縦ができない状態で操縦することは禁止されています。

❷ 免許者の自己操縦

次の場合は、有効な操縦免許証の保有者が直接操縦しなければなりません。
・水上オートバイ　⇒すべての水域
・その他の小型船舶　⇒港内、航路内のみ
※ただし、漁船などの事業用小型船舶や帆走中のヨットなどは除外になります。

❸ 危険操縦の禁止

遊泳区域への不用意な進入や遊泳者の付近での疾走など、危険のおそれがある操縦は禁止されています。

❹ ライフジャケットなどの着用措置

次の場合は、ライフジャケットなどの着用が義務づけられています。
・水上オートバイの乗船者
・12歳未満の子供
・単独乗船の漁船で漁ろう作業をする者
また、デッキ上にいる方は着用の努力が求められます。

⑤ 発航前の点検の実施

発航前には、航行の安全に支障をきたさないよう燃料やオイルの量の点検、気象情報の収集、船体の状態などの点検を実施しなければなりません。

⑥ 見張りの実施

航行の安全確保のため、周囲の水域の状況や他船舶の動向などを十分に判断することができるよう努めなければなりません。

⑦ 事故時の対応

事故が発生した場合などは、人命救助に必要な手段をつくさなければなりません。

※❶～❹に違反すると、免許停止などの行政処分の対象となる場合があります。

遵守事項違反点数

違反の内容	点数
酒酔等操縦、自己操縦、危険操縦	3点
救命胴衣等の着用	2点

行政処分基準

過去3年分の処分	過去1年の累積点数
なし	5点
あり	3点

※違反により、他人を死傷させた場合は3点追加

Q2 違反したらどうなるの？

A2

以下のような場合、法令の規定により罰則が科せられることがあります。
安全で楽しいマリンレジャーのために、法令を守りましょう。

プレジャーボート等の運航に関する罰則の例

●「他の船舶や遊泳者と衝突した、又は乗り揚げた」
・業務上過失往来危険（3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金）
・業務上過失致死傷（5年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金）

●「必要な資格を持った小型船舶操縦者が乗船していない」
・無資格運航（30万円以下の罰金）
・船舶の所有者（6月以下の懲役又は100万円以下の罰金）

●「必要な船舶検査を受検していない」
・無検査船の運航（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

●「認められた航行区域の外を航行している」
・航行区域違反（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

●「乗船者数が最大とう載人員を超えている」
・最大とう載人員超過（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

●「船舶検査を受けた後に、法定備品の陸揚げ、機関の改造等を行い、そのまま運航している」
・臨時検査不受検（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

●「航路での航法を守っていない」
・速力制限違反（5万円以下の罰金）
・禁止区間での航路の出入り、横断等（5万円以下の罰金）
・航路の逆走（5万円以下の罰金）
・航路内での錨泊（3月以下の懲役又は3万円以下の罰金）

●「必要な小型船舶登録を受けていない」
・無登録船の運航（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）

Q3 海難に遭遇したらどうする？

A3

事故が発生したら、直ちに人命の救助を行うと共に、付近の船舶、海上保安部署（118番）、マリーナなどに以下の要領で分かっている項目から正確に連絡します。

- 通報者の名前
- 場所はどこか
- どのような海難か
- どの船に何人乗っているか
- ケガ人の数、ケガの状況及び現在取っている措置
- 現在の船舶の状況及び現在取っている措置

また、救助を求める手段として、携帯電話等を使用することは言うまでもありませんが、そのほかに使いやすい遭難信号は、

①落下傘のついた赤色の炎火ロケット又は赤色の手持ち炎火による信号
②オレンジ色の煙を発する発煙信号
③左右に伸ばした腕を繰り返しゆっくり上下させる信号
④笛や懐中電灯によるSOS（…———…）の吹鳴や照射

などがあります。

このような信号の他に、大声を出す、バケツ等を叩いて大きな音を出す、衣類を振る、懐中電灯で照らすなどあらゆる手段を使って、早く周りの人に知らせる工夫をします。
万一の事故発生に備え、救命信号類を船内に備え付けておき、使用方法をマスターしておくことも大切です。
付近で事故が発生した時などに応急的な救助活動ができるように日ごろから訓練しておくとともに、周囲の人にこれらの遭難信号を教えておくことも大切です。

Q4 海中転落したらどうする？

A4

▶ 仲間が海中転落した場合は？

不幸にも仲間が海中に転落・漂流した場合は、直ちに次のことをして下さい。

①浮かぶ
万一、ライフジャケットを着用していない場合には、早急に浮力を維持できる物品等を投入します。漂流者がロープ等で身体を浮体に固縛できるよう、可能な限り浮力が大きくロープ等を装着しているものにしましょう。

②位置を把握する
漂流者の位置及び状況を把握します。このとき、漂流者が使用する浮体とは別に、浮体を投入すると目印となり漂流者を見失いづらくなります。

▶ 自分が海中転落した場合は？

①落ち着く
大きく深呼吸します。人はこのような場合、パニックに陥っています。自分を冷静に見直すことが一番重要です。大きな深呼吸をすることで、落ち着き冷静になれます。

②焦らない
付近に船舶を発見することができなくても、必ず助かるとの信念を持って救助を待ちます。焦れば焦るほど体力を消耗するのでゆっくりと構えましょう。

③HELP
水中で運動すればするほど体熱が奪われエネルギーのロスになります。可能な限りじっとして保温に努めましょう。HELP(Heat Escape Lessening Posture:熱放出低減姿勢)をとりましょう。

HELP（熱放出低減姿勢）

④上陸
付近に岩場等がある場合、波が穏やかであればそのまま、岩場に上陸してください。しかし、磯波等があり危険な場合は逆に沖に向かって移動しましょう。

Q5 プレジャーボートの海難ってどうなっているの？

A5

◎プレジャーボートの海難隻数

毎年約900隻のプレジャーボートが海難に遭っています。

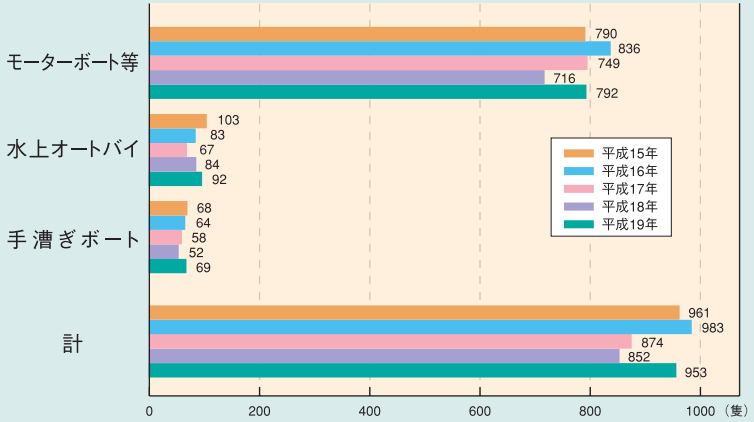

◎プレジャーボート海難による死傷者数

プレジャーボート（水上オートバイを含む）の海難によって、過去5年間に、687人が負傷し、129人が死亡・行方不明となっています。

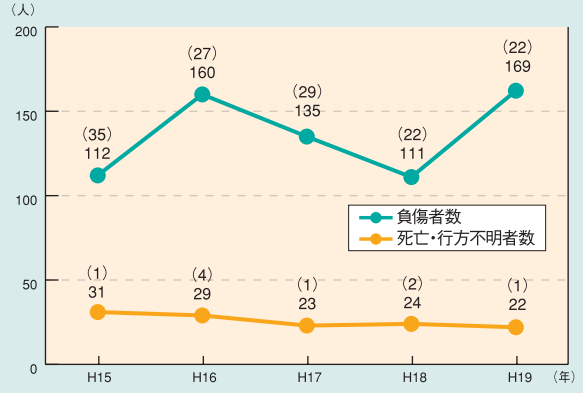

※（ ）は水上オートバイのうち数

Q6 どういう海難が多いの？

A6

◎プレジャーボート（水上オートバイを含む）海難の種類

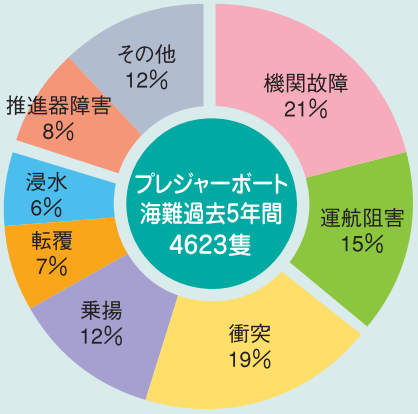

海難の多くを占める機関故障や運航阻害（バッテリー過放電や燃料欠乏など）は、「出航前の点検」で予防しましょう!

衝突、乗揚及び転覆、浸水等を防ぐためには、「見張りの励行」、「気象・海象」などに注意しましょう!

◎死傷者を伴うプレジャーボート（水上オートバイを含む）海難の種類

衝突と転覆が多くを占めています。

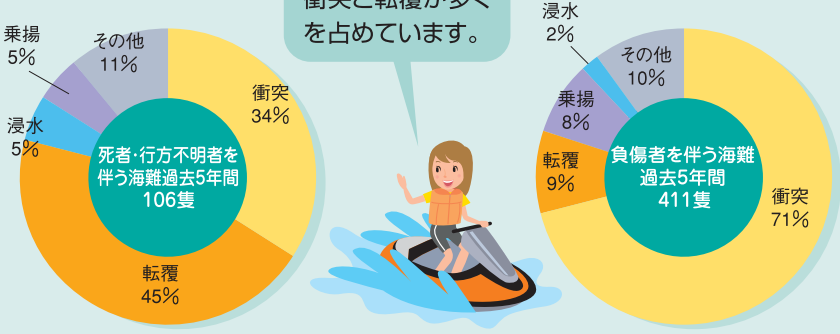

Q7 プレジャーボートの海難ってどういうのがあるの？

A7 平成19年の主な海難事例

1. 衝 突

《プレジャーボート同士》
プレジャーボートで花火大会を観覧して帰港中のA丸（6名乗組み）とB丸（1名乗組み）が、両船の見張り不十分により衝突した。
A丸は沈没し、海上に投げ出されたA丸乗組員6名のうち、4名が負傷した。

《プレジャーボートと遊漁船》
漂泊して釣り中のプレジャーボート（1名乗組み）と、漁場を移動中の遊漁船（6人乗組み）が、両船の見張り不十分により衝突した。遊漁船の乗員に怪我はなかったが、プレジャーボート船長は病院へ搬送後、治療中に死亡した。

2. 乗 揚

プレジャーボート（5人乗組み）で花火大会を観覧して帰港中、見張り不十分によりカキ筏に乗り揚げた。

3. 機関故障

プレジャーボートにて釣りを行った後、帰港中に船外機から異音が発生したため低速航行していたが、その後機関が停止して航行不能となった。付近をパトロール中の巡視艇に発見され曳航救助された。

4.推進器障害（絡網）

航行中、海苔網の存在に気付くのが遅れたため、推進器に海苔網が絡まり航行不能となった。地元漁船等により救助された。

遊泳者に注意！

遊泳者との衝突事故多発！

遊泳中や被引遊具（プレジャーボートに牽引されたバナナボートや浮き輪など）使用中に、プレジャーボート等に「衝突」されて死傷した人は、過去5年間で136人となっています。

※（　）は、死者数

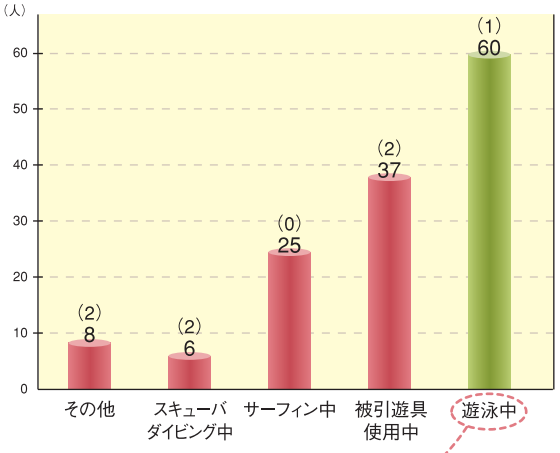

遊泳者（60人）に衝突した相手

遊泳者に衝突した相手は、水上オートバイが最も多くなっています。

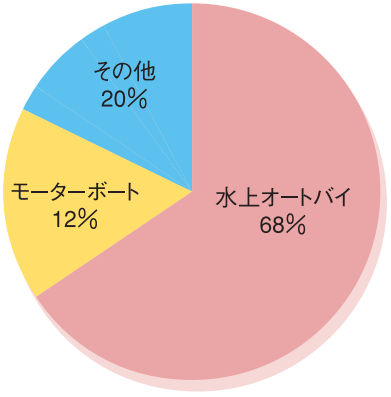

水上オートバイと遊泳者の事故

事例1

海水浴場の波打ち際から約10mの付近で水上オートバイ（男性1名乗組み）が遊泳者の頭部に接触、遊泳者は気を失ったところを目撃者により救助され、救急車で病院に搬送された。

事例2

水上オートバイ（男性1名乗組み）を海水浴場内の海岸に停船させた後、誤ってエンジンを始動させ発進したため、前方の遊泳者に衝突して負傷させた。

ミニボート安全の基本

ミニボートって？

平成15年11月に免許や船舶検査が不要な船舶（以下、ミニボート）の範囲が拡大されました。
ミニボートの範囲は次の要件を満たす船舶です。

① 船の長さ3m未満
② 推進機関の出力が1.5kW未満（約2馬力）
③ 直ちにプロペラの回転を停止することができる機構を有する船舶
　その他のプロペラによる人の身体の障害を防止する構造を有する船舶

ミニボート海難隻数及び海難に伴う死者数

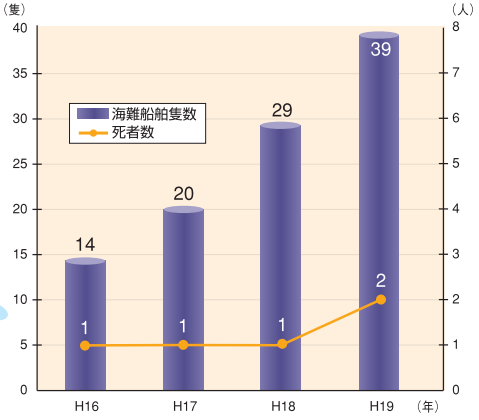

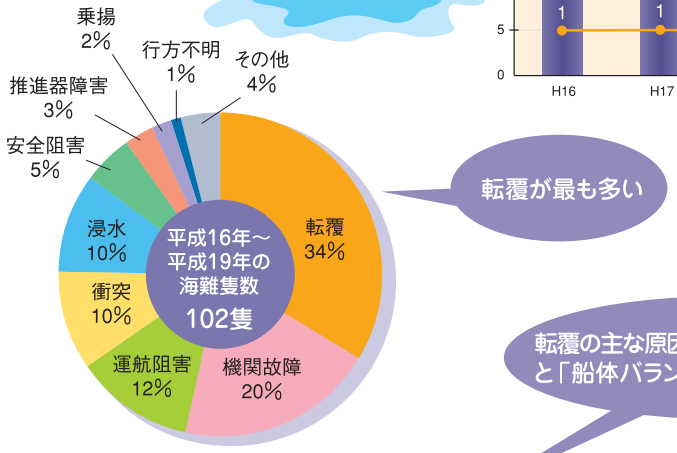

転覆の主な原因は「気象・海象不注意」と「船体バランス不注意」

【気象・海象不注意の事例】
- 風が強くなってきたので帰港しようとしたところ、船首から大波を受け転覆
- 波が高くなってきたので反転しようとしたところ、浸水して転覆

【船体バランス不注意の事例】
- 船上に立って揚錨中、船体のバランスを崩し転覆
- 3人が乗船して航行中、1人が移動しようとして船体のバランスを崩し転覆

ミニボート安全の基本！

危険その1 海事知識が不足

ミニボートは免許のいらない船舶なので、海や船のこと、海上交通ルールなどをまったく知らなくても船長になれますが、船長としての責任も負います。ルール・マナーを守らずに運航することは、自船及び他船に危険をもたらします。

→ 基本その1 海のルールを守る！

危険その2 転　覆

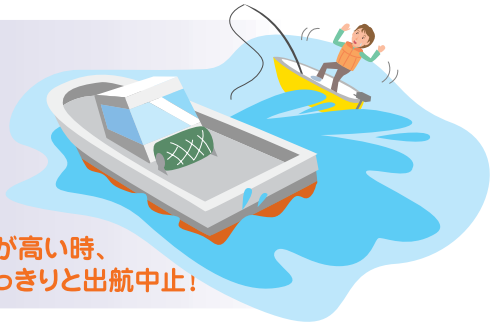

ミニボートは車にも簡単に積むことができ、コンパクトに構成されている反面、洋上では、手漕ぎボートと同様に気象（波・風）、他船の航走波の影響を受けやすく、転覆して海上に投げ出される危険性が高いです。

→ 基本その2 風が強い時、波が高い時、不安な時は、はっきりと出航中止！

危険その3 衝　突

ミニボートはそのコンパクト性から、他の船舶からミニボートの存在を把握しにくく、夜間等の視界が制限されているときにおいては、衝突される危険性がより高くなります。

→ 基本その3 視界のすぐれない早朝、夜、霧のときはボートに乗らない！

危険その4 漂　流

ミニボートは推進機関が小さい事から、潮流に流され海岸へ戻れなくなる危険性があります。

→ 基本その4 大勢で乗船したり、海岸から遠く離れるような航行はしない！

MICS：沿岸域情報提供システム

（MICS:Maritime Information and Communication System）

沿岸域情報提供システム（MICS）では、「誰もが簡単に」「必要な情報を必要なときに」「誰にでも分かりやすく」をコンセプトに、プレジャーボート、漁船などの船舶運航者やマリンレジャー愛好者の方々に対して、インターネットや携帯電話などを通じて、全国の海上保安部からリアルタイムに、海の安全情報を提供しています。

このシステムは、気象・海象の現状や過去のデータ、各地域独自の安全情報（定置網などの漁具の設置状況、工事情報、危険海域情報等）、イベント情報、ライブカメラによる画像などにより、海に関する安全情報を提供しています。

海に出かける前に、最寄りの提供箇所のページにアクセスし、安全に関する情報など事前に入手することにより、出港の可否やレジャー活動の場所の決定、運航上の注意点、海難や事故を防止するために活用してください。

MICSによる情報提供の内容（例）

パソコンの総合サイト

パソコンのMICSサイトへ、簡単にアクセスできます。

http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/mics/

携帯電話の総合サイト

携帯電話のMICSサイトへ、簡単にアクセスできます。

http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/mics/m/

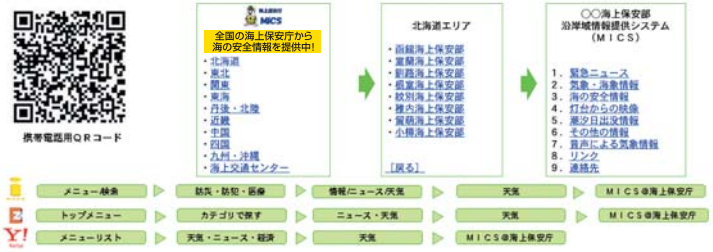

船舶気象通報実施箇所

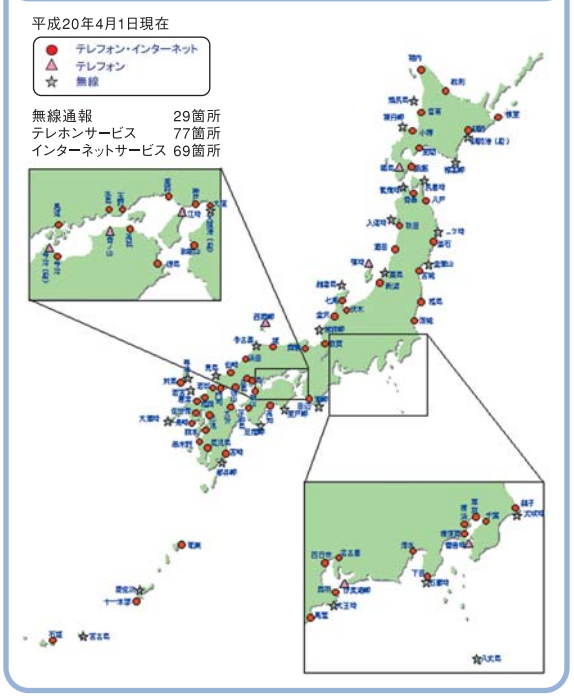

■海上保安部等からのテレフォンサービス

名称	電話番号	名称	電話番号
函館	0138-44-1177	玉野	0863-32-3586
鴎島	01395-3-6177	広島	082-250-3177
小樽	0134-23-1177	呉	0823-32-1177
室蘭	0143-25-5177	尾道	0848-20-1177
釧路	0154-23-3377	徳山	0834-27-5177
留萌	0164-49-2277	高松	087-821-7032
稚内	0162-24-7777	松山	089-967-7177
紋別	01582-6-3777	今治	0898-24-6177
根室	0153-29-3377	宇和島	0895-20-0177
青森	017-731-2177	仙崎	0837-26-5177
八戸	0178-32-2177	門司	093-321-9177
釜石	0193-31-2177	若松	093-751-9177
宮城	022-363-9177	福岡	092-281-9177
秋田	018-845-2177	三池	0944-41-9177
酒田	0234-21-4177	唐津	0955-70-0117
福島	0246-73-9177	長崎	095-829-6177
茨城	029-264-0177	佐世保	0956-27-8177
千葉	043-302-1177	対馬	0920-52-8177
銚子	0479-20-0177	大分	097-524-0711
東京	03-3570-0177	敦賀	0770-22-0177
横浜	045-201-2177	舞鶴	0773-78-3177
横須賀	046-860-0177	境	0859-47-4177
清水	0543-55-0177	西郷岬	08512-2-8177
下田	0558-27-3177	浜田	0855-27-4877
名古屋	052-659-0177	新潟	025-248-1776
四日市	059-359-4761	弾埼	0259-24-3311
尾鷲	0597-25-2200	伏木	0766-45-1778
鳥羽	0599-25-0177	金沢	076-268-1770
大阪	06-4395-3900	七尾	0767-52-1776
神戸	078-327-4177	三角	0964-48-2977
姫路	079-231-5117	宮崎	0987-22-0177
和歌山	073-402-6177	鹿児島	099-805-0177
田辺	0739-23-3177	串木野	0996-21-2377
徳島	0885-35-1177	奄美	0997-55-0177
高知	088-837-8177	十一本部	098-860-3177
水島	086-447-8177	石垣	0980-88-8177